

町営葛原南墓地について

【墓地内容】

墓 地 名：多度津町営葛原南墓地

申請可能区画：別紙のとおり

永代使用料：1区画（1.5m×1.5m） 380,000円

2区画（1.5m×1.5m×2） 1,140,000円

3区画（1.5m×1.5m×3） 1,520,000円

4区画（1.5m×1.5m×4） 1,900,000円

※使用できる区画は最大4区画までとなります。

【使用申請】

申請可能な方

- ①住民票が多度津町にある方
- ②本籍地が多度津町の方で、かつ多度津町で代理人を立てられる方

申請に必要な物

- ①町営墓地使用許可願（申請者の押印を忘れないで下さい。）

※生前契約される方は、死亡者の詳細および設置年月日の記入は必要ありません。

- ②申請者の本籍が記載されている住民票

使用料の納入

- ①町営墓地使用許可書を住民環境課へ提出された際に納付書をお渡しします。ので、下記の窓口へお納め下さい。

- ・百十四銀行（本支店）
- ・香川銀行（本支店）
- ・高松信用金庫（本支店）
- ・中国銀行（本支店）
- ・香川県農業協同組合（本支店）
- ・四国労働金庫（本支店）
- ・多度津町役場出納窓口

- ②銀行より納付済みの通知が役場に届き次第、町営墓地使用許可書を発行し、申請者の住所へ送付します。（銀行からの通知の関係上、数日かかる場合があります。ご了承下さい。）

【墓地の使用について】

- ①隣接区画との境界は、コンクリートの中央です。

(※隣接している区画が無い場合は、コンクリートの端までです。)

②コンクリートの上に囲障（柵や壁、巻石など）を設置する場合は隣接区画との境界から0.5cm以上の間隔を空けて設置してください。

③墓石建立時には、区画の再確認を行いますので、下記の住民環境課墓地担当まで、ご一報下さい。

(※ごく稀に、区画を間違ったまま建立しようとする方がいます。)

④墓地管理費は不要です。

使用中は、申請者の自主管理となります。

(※区画内の草抜き、墓石の維持管理、苦情対応等)

⑤使用者の異なる隣接する区画について一体利用する目的で間隔を置かずに囲障を設置しようとする場合は許可が必要です。下記の住民環境課墓地担当までご相談下さい。

⑥納骨する際は、事前に下記の住民環境課墓地担当まで、納骨する遺骨がどなたの遺骨かを証明する書類（埋火葬許可証、改葬許可書、分骨証明など）の原本を提出してください。

【墓地の貸出】

墓地区画は永代貸出になります。売却や譲渡ではありません。

また、使用者以外への使用权の譲渡・貸付は出来ません。ただし、使用者の死亡や心身の衰えなどの理由で親族の方などが使用权を引き継ぐ（承継）必要がある場合は下記の住民環境課墓地担当までご相談下さい。

【墓地の返還】

墓地区画を使用しなくなった場合、返還の手続きをお願いします。

返還については、下記の住民環境課墓地担当までご連絡下さい。

墓地使用料に関しては、墓地の返還があっても、返金は出来ません。

申請・届出・返還・その他お問い合わせ先

多度津町役場 住民環境課

町営墓地担当

☎ 0 8 7 7 - 3 3 - 4 4 8 0